

# ケアハウス弥生が丘 重要事項説明書

## 1. 事業主体の概要

法人名 社会福祉法人秋田県厚生協会  
所在地 秋田市寺内後城6番41号  
電話番号 018-880-1050  
代表者氏名 理事長 秋山 宣二  
設立年月日 昭和40年5月11日

## 2. 入所施設の概要

事業所の名称 ケアハウス弥生が丘  
所在地 秋田市上北手猿田字後谷地108-3  
敷地 10,000㎡  
建物 611㎡ (床面積 598㎡)  
鉄筋コンクリート 平屋建て (耐火構造)  
入所定員 15名  
電話番号 018-829-0700  
FAX番号 018-829-0666  
施設長 淀川 昌之  
開設年月日 平成6年4月1日  
交通の便 バス 秋田駅西口発 上北手線南寿園前下車  
次の事業もあわせて実施しています。  
(介護老人福祉施設 定員50名)  
(短期入所生活介護事業所 定員20名)  
(通所介護事業 定員33名)  
(訪問介護事業 )  
(居宅介護支援事業所 )

## 3. 基本目標と基本方針

### 【基本目標】

お一人おひとりのねがいの実現と安らぎのある生活

### 【基本方針】

老人福祉法等の諸法令を遵守し、入所者から求められる生活支援を通じて入所者の自己実現と福祉の達成に全力を尽くします。

#### 4、施設設備の概要

##### (1) 居室

1人部屋 居室面積 22.5㎡ 室数 13室

2人部屋 居室面積 44.9㎡ 室数 1室

仕様

洋式トイレ、洗面台、ミニキッチン（電気調理器）、アンテナ配線、火災報知器、暖房設備、ナースコール

##### (2) 共有部分

食堂、浴室・脱衣所（男女各1、ナースコール有り）洗濯機乾燥機、火災報知器

#### 5、施設サービスの概要

##### (1) 食事

栄養士の献立に基づき、入所者の身体状況、嗜好に配慮した食事を提供します。

##### (2) 入浴

毎日利用出来ます。

##### (3) 各種生活相談と助言

各種生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて関係機関への紹介、手紙等の援助を行います。

##### (4) 緊急時の対応

急病等の緊急事態にナースコールで24時間職員が対応します。

##### (5) 夜間の管理体制

施設全館を担当する管理宿直者（1名）による管理体制をとります。

##### (6) 生活援助等

日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、外部の居宅サービスを利用できるよう対応します。

##### (7) レクリエーション

月に1回程度希望者を募りドライブ外出を実施するほか誕生茶話会を毎月開催します。また、自主的な趣味活動が行えるよう協力します。

##### (8) 保健衛生

定期的に健康診断を受ける機会を提供すると共にその記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努めます。

健康診断及び、定期通院等の必要な送迎については、相談に応じます。

## 6、 職員体制

職種	配置数	職員の勤務形態	備考
施設長	1	兼務	
栄養士	1	兼務	
生活相談員	1	常勤	
介護員	1	常勤	
事務員	1	常勤	

## 7、 利用料金について

基本利用料金は別表の通り定められています。但し、月の途中入退所の場合はサービスの提供に要する費用以外は日割り計算とします。

### ◎その他の利用料金

#### ①電気使用料金

個々のメーターに基づき毎月電気使用量を支払って頂きます。

#### ②敷金

入所時に敷金として一人部屋15万円、夫婦部屋30万円の敷金をお預かりします。この敷金は居室の現状回復と利用料の滞納があった場合に充当されます。

退所時に精算して残金をお返しします。

### ◎利用料の支払い

利用料の支払は事務窓口の前月分を当月15日迄に現金でお支払い、または施設に指定する金融機関への入金をお願いします。

### ◎利用料の対象収入（収入申告）について

階層区分の収入額は、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。入所時及び毎年利用料認定のために、収入と必要経費の申告をしていただきます。

※夫婦で入所する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万以下に該当する場合、夫婦それぞれのサービスに提供する費用の徴収額については30%減額となります。

## 8、入所者が選定する特別なサービスの提供に対する費用

- ・救急搬送を要請し、搬送先の医療機関へ施設職員が帯同した時
  - ・入居者の緊急やむを得ない事情により、入所者あるいは、身元引き受け人の合意により施設職員がサービスを提供した時
- 上記の場合は実費相当の負担をしていただきます。

## 9、事故発生時の対応について

- ① 事故が発生した場合は、速やかに連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に事故の処置について記録し報告します。
- ② 事業所の責任で事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、入所者の過失や予測できない事態による事故の場合は損害賠償の一部又は、全部を行いません。

## 10、個人情報の保護について

ケアハウス弥生が丘では、入所者の置かれている環境や心身の状況等を的確に把握し、各種相談・支援等のサービスの提供に努めて参りますが、施設が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護を行うことは安全で信頼頂けるサービスを提供していく上での基本であり責務であると考えます。

したがいまして、個人情報の適切な収集・利用・提供に当たっては、老人福祉関係法令等及び、個人情報に関する法令等を遵守し、施設における利用目的を以下に示し、入所者等の個人情報の保護に努めて参ります。

### 個人情報の利用目的

- ◎ 施設の管理運営、研修、サービス提供のための情報の収集と利用。
  - ◎ 介護・保健医療サービスの提供者と連携が必要な場合の情報交換。
  - ◎ 介護保険事務にあたり、審査支払い機関や保険者からの照会への回答
  - ◎ 施設で行われる学生やボランティア活動の内容に必要な情報の利用
  - ◎ 行事等の写真の施設内掲示、法人で発行する広報誌や記念誌等 への写真の掲載
  - ◎ 損害賠償保険等に関わる保険会社等への相談又は、届出のための提供
  - ◎ 外部監査機関、第三者評価機関への提供
- 上記以外に利用者の情報を利用する必要がある場合、その都度ご相談、ご確認をさせていただきます。

### 11、個室及び鍵の管理

各個室の管理は原則入居者各々の管理に委ねられます。

個室を管理するために入所時に施設に返却するまで入居者が責任を持って保管して下さい。

### 12、当施設に入所されるに当たってのご案内・留意事項

別紙、入所者心得をご覧下さい。

### 13、協力病院

秋田赤十字病院      御野場病院      細谷病院      ひまわり 歯科医院

#### 14、苦情受け付け窓口

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受けつけます。

##### <当事業所の窓口>

ケアハウス 弥生が丘	住 所	秋田市上北手猿田字後谷地108-3
	電 話 番 号	018-829-0700
	FAX 番号	018-829-0666
	苦情解決責任者	施設長 淀川 昌之
	担 当 者	地域支援課長 加藤 剛 介護員総括主任 鈴木 美紀子
対 応 時 間	午前8時30分～午後5時	
※ 緊急時は24時間対応		

##### <第三者委員>

氏名	連 絡 先
鈴木 清春	TEL 839-2295
熊谷 かよ	TEL 839-3845

※ 公的機関への直接苦情申出ができます。

※ 事業者と申出人同士の話し合いで解決できない場合は、社会福祉法代83条により設置された運営適正化委員会で中立、公正な立場で解決に向けての相談や助言、調査等を行います。

##### <公的機関の窓口>

秋田市役所 介護保険課	住 所	秋田市山王一丁目1番1号
	企画・給付担当	018-888-5672
	施設管理担当	018-888-5674
	認定担当	018-888-5675
長寿福祉課	長寿福祉課	018-888-5666
秋田県社会福祉協議会 運営適正化委員会 福祉サービス相談支援センター	住 所	秋田市旭北栄町1番5号
	電 話 番 号	018-864-2726
	FAX 番号	018-864-2742
	対 応 時 間	午前9時00分～午後5時00分
秋田県国民健康保険 団体連合会 介護保健課	住 所	秋田市山王4丁目2番3号
	電 話 番 号	018-883-1550
	FAX 番号	018-883-1551
	対 応 時 間	午前8時30分～午後5時00分

※ 土・日・祝日・年末年始を除く。

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解致しました。

令和 年 月 日

入 所 者  
住 所

---

氏 名 印

---

身元保証人  
住 所

---

氏 名 印

---

ケアハウス弥生が丘のサービスの開始に当たり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 ケアハウス弥生が丘  
施 設 長 淀川 昌之 印

説明職員 印

---